



## ●非課税の範囲●

(1)「均等割」「所得割」「森林環境税」ともに課税されない方

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方(賦課期日である令和8年1月1日現在)
- 障害者、未成年者18歳未満、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下である方
- 前年の合計所得金額が、次の計算で求めた金額以下である方
  - 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合

28万円×(1+同一生計配偶者+扶養親族の人数)+26.8万円
  - 同一生計配偶者または扶養親族がいない場合

38万円

(2)「所得割」が課税されない方

- 前年の総所得金額等が、次の計算で求めた金額以下である方
  - 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合

35万円×(1+同一生計配偶者+扶養親族の人数)+42万円
  - 同一生計配偶者または扶養親族がいない場合

45万円

## ●主な所得金額の計算方法●

### ○給与所得の速算表

給与等の収入金額	給与所得の金額	
650,999円まで	0円	
651,000円から1,899,999円	給与等の収入金額－650,000円	
1,900,000円から3,599,999円	給与等の収入金額を「4」で割って千円未満を切り捨てる(算出金額:A)	A×2.8－80,000円
3,600,000円から6,599,999円		A×3.2－440,000円
6,600,000円から8,499,999円	給与等の収入金額×0.9－1,100,000円	
8,500,000円以上	給与等の収入金額－1,950,000円	

### ○公的年金等に係る雑所得の速算表

年齢区分	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
65歳未満	130万円未満	(A)－60万円	(A)－50万円	(A)－40万円
	130万円以上410万円未満	(A)×75%－27万5千円	(A)×75%－17万5千円	(A)×75%－7万5千円
	410万円以上770万円未満	(A)×85%－68万5千円	(A)×85%－58万5千円	(A)×85%－48万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(A)×95%－145万5千円	(A)×95%－135万5千円	(A)×95%－125万5千円
	1,000万円以上	(A)－195万5千円	(A)－185万5千円	(A)－175万5千円
65歳以上	330万円未満	(A)－110万円	(A)－100万円	(A)－90万円
	330万円以上410万円未満	(A)×75%－27万5千円	(A)×75%－17万5千円	(A)×75%－7万5千円
	410万円以上770万円未満	(A)×85%－68万5千円	(A)×85%－58万5千円	(A)×85%－48万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(A)×95%－145万5千円	(A)×95%－135万5千円	(A)×95%－125万5千円
	1,000万円以上	(A)－195万5千円	(A)－185万5千円	(A)－175万5千円

## ○所得金額調整控除

以下に該当する場合は、給与所得金額から所得金額調整控除額が控除されます。

(1)給与等の収入金額が850万円を超え、次の①～③のいずれかに該当する場合

- 本人が特別障害者に該当する
- 年齢が23歳未満の扶養親族を有する
- 特別障害者に該当する同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額＝{給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円}×10%

(2)給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、両方の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額＝{給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)}－10万円

## ●所得控除の内訳●

種類	内 容	
雑 損	災害、盗難又は横領により住宅や家財などに損害を受けたとき(損失額－保険金等による補てん額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか多い方の金額	
医 療 費	・医療費控除 (支払った医療費－保険金等による補てん額)－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円) <p>・セルフメディケーション税制(医療費控除の特例) 特定一般用医薬品等の購入代－1万2千円(限度額8万8千円)</p>	
社会保険料・小規模企業共済等掛金	支払保険料全額	
生 命 保 険 料	合計適用限度額 70,000円 <p>①新生命保険料・新個人年金保険料・介護医療保険料 <p>12,000円以下…全額 12,001円～32,000円…×1/2 +6,000円 <p>32,001円～56,000円…×1/4 +14,000円 56,001円以上…一律28,000円</p> ②旧生命保険料・旧個人年金保険料 <p>15,000円以下…全額 15,001円～40,000円…×1/2 +7,500円 <p>40,001円～70,000円…×1/4 +17,500円 70,001円以上…一律35,000円 <p>一般生命保険料又は個人年金保険料において、新契約及び旧契約の両方について控除の適用を受ける場合、適用限度額は28,000円</p></p></p></p></p>	
地 震 保 険 料	合計適用限度額 25,000円 <p>①地震保険料 50,000円以下…支払金額の1/2 50,001円以上…一律25,000円 <p>②旧長期損害保険料 5,000円以下…全額 5,001円～15,000円…×1/2 +2,500円 15,001円以上…一律10,000円</p></p>	
障 害 者	普通障害者…260,000円	特別障害者…300,000円 同居加算…230,000円
勤労学生・寡婦	260,000円	
ひ と り 親	300,000円	

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額				
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下		
配 偶 者	一 般	58万円以下	33万円	22万円	11万円
	老 人		38万円	26万円	13万円
配 偶 者 特 別	58万円超100万円以下		33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下		31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下		26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下		21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下		16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下		11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下		6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下		3万円	2万円	1万円
	133万円超		なし	なし	なし
	扶 養	一般…330,000円(※16歳未満を除く) <p>特定…450,000円(※19歳以上23歳未満)</p>	老人…380,000円(※70歳以上) <p>同居老親等…450,000円</p>		
特 定 親 族 特 別	特定親族の合計所得金額		控除額		
	58万円超85万円以下		45万円		
	85万円超90万円以下		45万円		
	90万円超95万円以下		45万円		
	95万円超100万円以下		41万円		
	100万円超105万円以下		31万円		
	105万円超110万円以下		21万円		
	110万円超115万円以下		11万円		
	115万円超120万円以下		6万円		
	120万円超123万円以下		3万円		
123万円超		なし			
基 礎	合計所得金額		基礎控除額		
	2,400万円以下		43万円		
	2,400万円超2,450万円以下		29万円		
	2,450万円超2,500万円以下		15万円		
	2,500万円超		0円		

## ●税額控除の内訳●

### 【住宅借入金等特別税額控除】

前年分の所得税において平成28年から令和7年12月31日までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、次の①～③のいずれか少ない金額

①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった金額

②所得税の課税総所得金額等+(所得税の基礎控除額-48万円)の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)

③平成28年1月1日～令和3年12月31日に入居の場合(消費税が8%又は10%の契約の場合)は、所得税の課税総所得金額等の額に100分の7を乗じて得た金額(13.65万円を超えるときは13.65万円)

※ただし、令和4年中の入居でも一定の条件を満たした場合、③の控除限度額と同じとなります。

※所得税額は、住宅借入金等特別控除適用前

	市民税 3 / 5	県民税 2 / 5
--	-----------	-----------

### 【寄附金税額控除】

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額

1 都道府県及び市区町村に対する寄附金

2 住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の都道府県及び市区町村の条例で定めるもの

4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の都道府県及び市区町村の条例で定めるもの

ただし、1のうち総務大臣から指定を受けた都道府県及び市区町村に対する寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、右表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)-(所得税の基礎控除額-48万円)をさらに加算した金額

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割 合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.790%
330万円超695万円以下	69.580%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.160%
4,000万円超	44.055%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合